

## 第 I 部

# ネットワークおよびソフトウェア 技術者・研究者連盟



## 第1部

### ネットワークおよびソフトウェア技術者・研究者連盟

本ドキュメントは、LENS ワーキンググループの2008年活動報告である。

---

#### 第1章 LENS ワーキンググループ 2008年の活動

---

LENS ワーキンググループは、2007年3月、WIDE 合宿にて Winny 弁護団の壇俊光弁護士が講演を行ったことを契機に、ネットワーク/ソフトウェア技術者および研究者の自由を保護する活動を行うことを目的として、2007年3月22日から活動を開始したワーキンググループである。

設立初年度より、我々の活動は、技術者および研究者の自由の保護の枠を超え、広くインターネットにおける自由の保護を対象としてきたが、2008年は、特に、子どもとインターネットの係わりが大きなテーマとなった1年だった。

この報告書では、そうした我々の活動の中から

- 「ネット有害情報規制法案」反対声明文とその経緯と成果
- P2P 関連問題研究会と P2P 基本提言
- ネットワーク関連特許勉強会

について報告する。

---

#### 第2章 「ネット有害情報規制法案」反対声明文とその経緯と成果

---

##### 2.1 はじめに

2008年4月の国会開催中に、主に携帯電話を介した、未成年を巻き込む犯罪や事故を防ぐことを目的として、政府および与野党の関係するグループにおいて「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法案」についての議論が始まった。この議論は、法律を用いてネットワークを規制することで社会の秩序を守ろうとする論理が、社会におけるネットワークのネガティブな

面を強調する論調の追い風を受け、短い期間で、多くの注目を集めつつ行われた。

WIDE プロジェクトは、この問題について積極的な議論と検討を行い、法案成立までの過程において社会に対して意思の表示をするなどの活動を行った。本稿では、WIDE プロジェクトとしての声明文を紹介するとともに、この法案が提案されるにいたる背景から、法案の問題点について述べ、今後 LENS ワーキンググループとして注目すべき項目や方向性について述べる。

##### 2.2 声明に至る経緯

この法案が提案された背景には、高校生を中心とした世代に広く浸透している携帯電話の利用について、社会的に問題視されていたということがあった。携帯電話を介してインターネットにアクセスし、ネットワーク上に存在する多様な情報に触れることや、コミュニケーションメディアとしての利用方法において、ネガティブな影響を受ける点が指摘されていたのである。

特に、2008年の春には、一般に入手可能な商品を利用した、硫化水素による自殺の方法がネットワークで公開され、その方法を利用した自殺が実際に多発し、社会において、ネットワークを規制しなければならないという論調が形成されていた。また、さらに低い年齢層においては、児童がアクセスできる掲示板における、言葉を用いた暴力、いじめも問題視され、大人がそれらの掲示板を見つけられない、または見つけづらいことから、これも携帯電話を持つ子どもたちの大きな問題として話題を集めていた。

これらの、社会における問題意識を反映する形で、政府与党内において提案された法案は、電気通信事業者が違法および有害な情報をユーザ（青少年）に対して提供しない、すなわちフィルタ規制をかけることを強制するものだった。さらに、この法案では、有害情報に関して、国が設置する機関がその情報の認定を行い、その認定にしたがって事業者はフィルタリングの実施を行うとしていた。

この法案の内容が社会に徐々に明らかにされる過程において、多くの意見が表明された。その中でも

強い懸念が表明されたのが、国家が有害情報の認定に関与するという点である。これは国家による検閲と同意であるという指摘が多数、行われた。また、フィルタリング技術だけで問題が解決するわけではないという指摘も同時に行われた。

WIDE プロジェクトとしては、これらの議論に参加すると同時に、法案の成立までに時間的余裕がなく、WIDE プロジェクトとして即座に独自の反対声明を行うべきとの判断から、急いで声明文を準備し、2008年4月29日、反対声明文をプレスリリースすると同時に、自民党への声明文の送付を行った。

### 2.3 声明の成果

2008年6月、国会にて「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が可決され、1年以内の施行が予定されることになった。

国会における議論の結果は「携帯電話事業者が青少年の利用者に対してフィルタリング機能を提供する」という点を柱とし、現在の法律として可決されたものである。この法律は議員立法だったため、パブリックコメントなどのプロセスは行われず、与野党、政府内での議論を基本としていた。それにも関わらず、先に述べたとおり、多くの関係者が意見を述べ、結果的には民間の努力にまかされる法律に落ち着いた。

また、以降の自民党議員らの発言には、WIDE プロジェクトからの声明文を参考にしたと思われるものも目立っている。

これらのことから、声明文の発表には一定の効果があったと考える。

われわれの声明文に限らず、今回の法律の可決までのプロセスにおいては、多くの関係団体、組織などがそれぞれの立場から多くの意見を多様な手段で表明した。その結果、法律成立後もいろいろな場面で社会としてこの問題を取り上げ、議論を進める風潮が起こったことはプラスの面として評価できる。

### 2.4 まとめと今後の対応

LENS ワーキンググループでは、この問題点について春の段階から議論を続け、フィルタを誰がどうかけるかが問題なのではなく、次の社会を担う世代に対して、どのようにして情報通信技術を正しく利用できる環境を提供するか、ということこそが、われ

われの課題であるとして捉えていた。課題をこのように捉えることで、フィルタをどうかけるかは、目的を実現するための一手段として見なせる。さらに、その目的を実現するために必要な事柄を明らかにすることで、私たち研究者、政府、業界として成すべきことの整理を行える。

私たち WIDE プロジェクトは、インターネットの開発に長く携わり、多方面において影響力のある立場になりつつある。今回の問題では、法律の中で注目を集めた、フィルタをかける主体となる電気通信事業者だけではなく、利用者および保護者への教育啓蒙活動、それを助ける技術の開発など、多くの分野にわたる努力が必要であることが明白である。WIDE プロジェクトとしては、この広い分野にわたっての協調した努力を進めていく方針であり、法律成立後も、施行令へのパブリックコメントを通しての意見表明、インターネットウイーク 2008 でのパネル討論への参加などを通し、継続的に社会に対してメッセージの発信を続けている。2009年には、この一環として、児童の情報通信環境におけるプライバシー保護と教育に主眼をおいたイベントを現在検討中である。

今後は、そうした活動を引き続き推進するとともに、民間主導の協議会である「安心ネットづくり協議会」への参画等を通して、この課題に対しての貢献を続けたい。

以下、声明文の本文を日本語と英語にて掲載する。

デジタル技術の健全な社会応用を阻む「ネット有害情報規制法案」に反対します

#### 反対声明文

自由民主党において検討されてきた「青少年の健全な育成のためのインターネットの利用による青少年有害情報の閲覧の防止等に関する法律案」(以下、「法案」)が、今国会で提出されようとしています。

WIDE プロジェクトは、1988年以來、地球上のコンピュータやあらゆる機器を接続し、人や社会の役に立つ分散システムを構築すべく、そのために必要な課題と問題点を追求し、医療、経済、教育、法律など、社会の多様な分野に貢献できる、公共性の高い情報インフラストラクチャの構築を目指してきました。その見地から、われわれは法案に断固反対します。

法案は、有害情報から青少年を保護するために、以下の措置を講ずることとしています：

1. 内閣府委員会での有害基準の策定と主務大臣の行政命令
2. ウェブサイト管理者に対する有害情報の削除義務
3. 携帯電話会社に対する未成年フィルタリングの義務化

WIDE プロジェクトは、これらのそれぞれに対し、次のように問題点を指摘します。

### 1 政府が何が有害な情報であるかの基準を設け、行政命令権を持つことの問題

情報の意味は、情報の受け手との相互作用により決まります。政府が一意に情報の意味を決定し、一律にアクセス手段を制限するという法案は、情報空間における多様な可能性を排除することに繋がり、情報社会の健全な発展を阻みます。

### 2 「有害情報」の削除義務を設けることの問題

情報の共有や交換の場を管理する者に、政府基準に基づく「有害情報」を削除する義務があるとすれば、有害と言われる情報に関して、国民が例をあげて議論することさえままならない状況を生むでしょう。それは国民の主権を揺るがす事態であると言えます。

また、セキュリティ管理の観点からは、新たな攻撃手段を攻撃者に与えることにもなります。攻撃の対象となるサイトに、執拗に「有害情報」を書き込めば、管理者がその対応に追われたり、対応を怠った場合には罰則が適用されることにより、攻撃者が当該サイトの運営や管理者の生活の自由を奪うことが可能になるためです。

### 3 サービスプロバイダにフィルタリングが義務づけられることの問題

われわれが経験から学んでいることですが、フィルタリングに対しては、ユーザによる柔軟な操作を可能にしなければなりません。

現在、広く活用されているフィルタリング技術に、迷惑メールをふるい分けるスパムフィルタがあります。

日本語や英語などの自然言語には多義性がありますが、現在のフィルタリング技術は、言語のこの性質に完全に対応できるほどには高度ではなく、日々、大量の有益な情報がスパムフィルタによりフィルタ

リングされ、必要としている相手に届かないという問題が発生しています。

法案が、携帯電話会社にフィルタリングサービスを義務づけることは、この種の問題の拡大を招く恐れがあります。

情報の取捨選択を自動化し、人間個人の生産性を向上させる上でフィルタリングは重要かつ有用な技術ですが、ユーザの手でフィルタリングの有無を状況に応じて切り換えたり、フィルタリングされた情報に適宜アクセスすることを許さなければ、いざ問題が起こったときに適切に対応することができず、生産性はかえって低下するのです。

### デジタル技術の健全な社会応用に向けて

インターネットは、デジタル技術の基盤性をフルに活用し、多くのコンピュータや種々の機器が接続できることに加え、様々な個人や団体が主体として参加できる、工学的にも社会的にも分散したシステムとして発展してきました。この分散システムにおける様々な問題には、分散的に取り組むのがよく、もし、中央が一律なやり方で事に当たるとすれば、デジタル技術や分散システムの利点自体が失われることに繋がりがかねません。

青少年の身の回りで起こる問題は、その現場で解決していかなければ、青少年自身が成長することも望めません。

中央が情報を遮断することにより、青少年へのインプットを方向づけ、それにより健全な育成が行われると考えるのなら、それは、家庭の力を、教育の力を、そして産業の力を、軽視あるいは無視していると言えるでしょう。そのようなことが現実に行われれば、日本の家庭や教育、産業の力は失われていく一方でしょう。

問題は、問題が生じる現場で解決していく。

このことが徹底される以外に、21世紀の、目まぐるしく変化する地球環境の中で、日本国の国民が問題解決能力を育て、世界の中で競争力をもって、生き延びていくことはできません。

分散システムで起きている社会的な問題に対し、デジタル技術の基盤性を高度に応用し、分散的に解決する手段を講じ、それを実施していくことに関しては、WIDE プロジェクトは全面的に協力することを惜しみません。

WIDE プロジェクト一同

W I D E P R O J E C T 2 0 0 8 A N N U A L R E P O R T

## **We object to “Restriction of Harmful Information on Network Bill” as that would prevent sound social application of digital technology**

### **Statement**

The Liberal Democratic Party has been discussing what can be translated as “the bill regarding prevention of browsing harmful information on the Internet for sound rearing of minors” (“the bill” hereafter) that may be submitted to the ongoing National Diet.

Since 1988, the WIDE Project has been aiming for construction of public information infrastructure that can contribute to a wide variety of social activities including medicine, industry, education and government. Through global connection among computers and other equipment, the construction of a distributed system on such connections will serve a useful purpose from an individual and social viewpoint, and bring to the fore the relevant issues and problems in order to bring this to fruition. From this standpoint, we are strongly objecting to the bill.

The bill states that the following measures will be taken for protection of minors from harmful information:

1. Setting of criteria for harmfulness by a cabinet council and ministerial enforcement of them
2. Mandating web site administrators to delete harmful information
3. Mandating cellular phone service carriers to install filtering for minors

The WIDE Project indicates their objections as follows.

### **1. Danger of the government’s setting criteria for harmful information and having rights to enforce them**

The meaning of information is decided through interaction between senders and receivers of the information. The bill suggests that the government decides the meaning of information, and

restricts the access to it uniformly, which will lead to removal of wide possibilities in the information space and prevention of sound development of the information society.

### **2. Danger of mandating deletion of “harmful information”**

If it is mandated for the administrators of online space for sharing and exchanging information to delete “harmful information” based on the governmental standards, situations will arise where people of this country cannot even discuss which information should be regarded as harmful by citing examples. This would endanger the sovereignty of our people.

Also, from the viewpoint of security management, the bill will give attackers new opportunities for attacking information security. It would be possible for the attackers to deprive site administrators of their freedom to operate the sites or even of their ability to earn a living, by repeatedly posting “harmful information” on the target site, as the administrator will have to continuously respond to the posts, and will be punished if they neglect to do so.

### **3. Danger of mandating service providers to install filtering**

We have learned through experience that users need to be able to flexibly operate on filtering.

Among widely used filtering technology today are spam filters to distinguish nuisance e-mail messages.

Although natural languages such as Japanese or English have polysemy, today’s filtering programs are not intelligent enough to handle this property of the languages. Day to day, many useful pieces of information are filtered by spam filters so that they do not reach the correspondents who need such information.

We are afraid that this type of problems will be promoted by the mandated filtering by the cellular phone service carriers that the bill requires.

Filtering is an important and useful technology

for improving productivity of individuals by automating selection of incoming information. However, if users cannot turn on and off the feature accordingly to their present needs, or if they cannot access the filtered information when needed, their productivity will inevitably deteriorate.

### Towards sound social application of digital technology

The Internet has proliferated as both a technically and a socially distributed system where many computers and other pieces of equipment can be connected and where various individuals and groups can participate in a personal manner. It has become an indispensable infrastructure by fully utilizing the characteristics of digital technology. The best way to tackle problems in this distributed system is to do it in a distributed manner. If a central entity tackles those problems in a uniform way, it might lead to loss of advantages of digital technology or distributed systems themselves.

We cannot expect minors to learn if we do not solve problems surrounding them where the problems arise.

If we are to think that sound rearing of minors will be achieved by the central force that silences information and controls inputs for the minors, it would mean that we are neglecting the power of families, the power of education and the power of industries. Should this be realized, the power of families, education and industries in this country will continue to be lost.

It should be our principle that problems are to be solved where they arise.

Otherwise, the people of Japan will not be able to competitively survive in the world by improving their problem-solving abilities as the global environment in the 21st century changes rapidly.

The WIDE Project will by all means cooperate in applying the digital technology's characteristics as being an infrastructure for solutions in a distributed manner against social

problems happening in the distributed system, and contributing in planning and executing such solutions.

The WIDE Project members

---

## 第3章 P2P 関連問題研究会と P2P 基本提言

---

NPO 法人ブロードバンドアソシエーションが設置した P2P 関連問題研究会に LENS ワーキンググループのメンバが参加し、P2P 基本提言の作成に関与した。

P2P 基本提言の概要は以下の通りである。

1. インターネットにおける問題を解決する手段として、P2P 技術には様々な可能性がある。これは今後のインターネット社会にとって不可欠な技術である。P2P 技術は商用化の時代へ突入しており、社会的インフラとして積極的に取り入れられるべきである。
2. P2P 技術に関連して問題となった事項は、すべて P2P 技術の本質的問題ではなく、しかも、現在、商用で用いられている P2P ネットワークでは解決済みである。
3. 日本における先進的なソフトウェア開発、特に P2P 技術の開発は、種々の裁判例により萎縮しており、世界的に立ち後れている。日本の技術発展のためには、技術者が安心して開発できる環境を実現しなくてはならない。
4. P2P 技術の開発をめぐる、現在も法的問題等の課題があり、このような問題を速やかに解決すべく、立法を含めた是正手段が講じられるべきである。

提言の全文については <http://www.npo-ba.org/public/20080918p.pdf> を参照されたい。

---

## 第4章 ネットワーク関連特許勉強会

---

### 4.1 概要

2008 年春の WIDE 合宿において、ネットワーク技術者・研究者と、ネットワーク関連特許の審査実

務担当者、法曹の間でのコミュニケーションを促進する機会を創出することを目的としてネットワーク関連特許勉強会を開催した。

#### 4.2 背景

これまでの WIDE プロジェクトでは、知的財産権について積極的に取り上げる機会が存在しなかった。背景として、技術の独占を避けようとするインターネットの文化的風潮がある。また、日本における伝統的な工学教育の課程では知的財産権教育が行われてこなかったことが理由として挙げられる。このため、インターネット研究者・技術者が十分な知的財産権に関する知識を持っているとは言い難い現状があった。一方で、産業界においては研究活動と知的財産権は不可分のものとなっているが、審査過程やその審査水準についてこのように、大学におけるインターネット技術の研究開発と産業界における研究開発には大きな乖離がある。LENS ワーキンググループではこの乖離を低減するために、大学におけるインターネット研究者に対する特許制度の紹介および、産業界が抱えている審査過程に対する疑問の解消を目的とするチュートリアルを企画・開催した。

#### 4.3 成果

講師である特許庁の審査官からソフトウェア特許、特にインターネット研究者・技術者に馴染みの深いネットワーク関連の特許出願を例に取り、実際の審査課程ではどのようなことを行っているのかについて解説が行われた。

特許審査で重要となる、進歩性、記載要件について解説が行われた。特許審査の過程に対する技術者の不信感に対する回答の一つとして、審査で用いられているシステムや調査対象の文献について紹介が行われた。

その後、特許審査過程で採用された公知文献の事例が紹介され、オープンソースソフトウェアのソースコードが公知技術として採用された事例が紹介された。

LENS ワーキンググループ主催のネットワーク関連特許勉強会の開催により、学術団体等で活動するインターネット研究者に対するネットワーク関連特許の基本的な説明を行うとともに、産業界で活動するインターネット研究者に対しても有益な実務的知識の共有に寄与することが出来た。

---

## 第5章 まとめ

---

設立後2年にして、LENS ワーキンググループの活動は、ネットワーク/ソフトウェア技術者および研究者の自由の保護の枠を超え、広くインターネットにおける自由の保護を対象とするものとして定着してきた。

このことは、現在、インターネットにおける自由が、わが国においても危機的な状況にあることの裏返しであり、今後も、WIDE における重要な活動のひとつとして、技術者、研究者、そしてそれらに留まらず、インターネットに係わるすべての人々が、当然の権利としての自由を行使できる世界を実現すべく、LENS ワーキンググループの活動を進めていきたい。